○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用について（通達乙）

（令和５年11月16日　刑企発第430号）

（概要）

刑事訴訟法のうち、公判期日への出頭等を確保するための罰則に係る規定、保釈等をされている被告人に対する報告命令制度に係る規定及び裁判の執行に関する調査手法の充実化に係る規定等の留意事項等について定めたもの。